

## 建設常任委員会記録

令和5年6月26日（月）於 前川新館3階第3会議室

開会 午前10時00分

散会 午前10時16分

### ○出席委員（6名）

7番 竹内博之委員 12番 齋藤豪委員 13番 蛭名正樹委員  
15番 石山敬委員 26番 工藤光志委員 28番 田中元委員

### ○出席理事者（2名）

建設部長 木村和彦 建築指導課長 原子覚

### ○出席事務局職員（2名）

主幹兼議事係長 蝦名良平 書記 田村宣樹

---

【午前10時00分 開会】

○委員長（齋藤豪委員） これより、建設常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。  
本定例会において、建設常任委員会に付託されました案件は議案1件であります。

---

### 議案第48号 弘前市手数料条例の一部を改正する条例案

○委員長（齋藤豪委員） 議案第48号弘前市手数料条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。建設部長。

○建設部長（木村和彦） 議案第48号弘前市手数料条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

資料2の弘前市手数料条例の改正説明資料を御覧ください。改正内容につきましては、主にこちらの資料で御説明させていただきます。

それでは、1の条例改正の概要について御説明いたします。

まず、(1)は、建築基準法の一部改正に伴い、高さ制限、容積率及び建蔽率制限の特例許可制度並びに認定制度が創設されたことから、これに対応する手数料を規定するため、手数料条例を改正するものであります。

次に、(2)は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令、基準省令及び都市の低炭素化の促進に関する法律の施行規則等が一部改正されたことに伴い、低炭素建築物新築等計画認定等及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定の申請単位の一部廃止並びに認定基準の追

加により、これに対応する手数料を規定するため、手数料条例を改正するものであります。

続きまして、2の条例改正の内容について御説明いたします。

ここからは、お手元の資料1の新旧対照表も併せて御参照して下さるようお願いいたします。新旧対照表の左側に条例改正案を、右側に現行条例を記載しており、赤字の部分が改正しようとする部分となっております。

まずは、建築基準法関係について御説明いたします。

(1)は、容積率制限に関する認定制度に係る部分で、新旧対照表の1ページ、別表45の2の項を追加するものであります。

改正内容としましては、住宅及び老人ホーム等に設ける給湯設備の機械室について、基準に適合したものに対する容積率制限の緩和に関する手続の合理化により認定制度が創設されたことに伴い、当該認定申請の手数を追加するものであります。

手数料の額につきましては、審査時間が、既に条例に規定している別表40の項の建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請等と同様であることから、それと同額の2万7000円としております。

(2)は、容積率及び建蔽率制限に関する特例許可制度の創設に係る部分で、新旧対照表の1ページから2ページの別表47の項を改正するものであります。

改正内容は、外壁の断熱改修や日射遮蔽のためのひさしの設置等の省エネ改修工事により、容積率や建蔽率制限を超えることが構造上やむを得ないものに対する特例許可制度が創設されたことに伴い、当該許可申請の手数を追加するものであります。

手数料の額につきましては、容積率に関して別表46の項に既に規定されており、それに包括されることから手数料の改正はありません。

建蔽率につきましては、審査の内容が別表47の項の建築基準法第53条第6項第3号の審査と同様であることから、同額の3万3000円としております。

(3)は、建築基準法第55条に新たに追加された高さ制限に関する特例許可制度に係る部分で、新旧対照表の2ページの別表49の項を改正するものであります。

改正内容につきましては、屋根の断熱改修や屋上への省エネ設備の設置等の工事により、高さ制限を超えることが構造上やむを得ないものに対する特例許可制度が創設されたことに伴い、当該許可申請の手数を追加するものであります。

手数料の額につきましては、審査の内容が別表49の項のこれまでの建築物の高さの許可申請に対する審査と同様であることから、同額の16万円としております。

次に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、いわゆる建築物省エネ法の関係について御説明いたします。

(4)は、建築物省エネ法の改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画認定等の申請単位の変更及び認定基準が追加されることになるもので、新旧対照表の40ページから62ページの別表67の11の項及び67の12の項までの部分を改正するものであります。

改正内容といたしましては、1)共同住宅や複合建築物において、共同住宅等の住戸ごとの認定が廃止となり、複合建築物の住宅部分全体での認定が可能となったことから、これに対応する手数料を設定するものであります。

次に、2)は、省エネ計算によらない誘導仕様基準が創設されたことから、新たな手数料を設定するものであります。

手数料の額といたしまして、住宅部分全体の認定については既定の手数料額を足し合わせるこ

とで算出できるため改正の必要はなく、誘導仕様基準については国から示された審査所要時間に職員の平均時間単価を乗じて得た額にその他の経費を加えて算出しております。

次に、都市の低炭素化の促進に関する法律、いわゆるエコまち法の関係について御説明いたします。

(5)は、エコまち法の改正に伴うもので、低炭素建築物新築等計画認定等の申請単位の変更及び認定基準が追加されることに係る部分で、新旧対照表の2ページから39ページの別表67の9の項及び67の10の項までの部分を改正するものであります。

改正内容の1)及び2)は、先ほど御説明しました(4)の内容と同様となっております。認定される法律は異なりますが、認定基準が建築物省エネ法によるものであることから、改正内容も同様となるものであります。

手数料額につきましては、国から共同住宅等の戸数区分や手数料額を定めるための審査時間を建築物省エネ法と同様とするよう示されていることから、手数料額を建築物エネルギー消費性能向上計画認定等と同額とするものであります。

補足としまして、(4)及び(5)の1)の申請単位の変更について、資料3を使って御説明いたします。資料3を御覧ください。上下それぞれ改正前と改正後を並べております。

改正前は、共同住宅等で住戸ごとに認定申請する制度でありましたが、改正後は住宅部分全体を認定する制度となっております。

次に、(6)は、条項ずれ及び字句の修正部分の改正を行うものであります。

最後に、附則において、本条例の施行期日を規定しております。施行期日は公布の日と同日としております。

以上が議案第48号弘前市手数料条例の一部を改正する条例案の内容でございます。十分なる御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（齋藤 豪委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○13番（蛭名正樹委員） 私から、4点ほどお聞きします。

建築基準法の改正、そして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令、基準省令の改正、そして都市の低炭素化の促進に関する法律の施行規則の一部改正によるところが本条例案の改正する理由になっていきますけれども、この上位法である今言った3法ですけれども、いつ改正がなされたのか、まずその点が1点。

それと、他自治体の手数料の改正状況、今の弘前市で上げた手数料条例等と同じような改正について、青森市とか八戸市の状況はどうなっているのか、これが2点目。

3点目は、この条例により市民及び建築関係事業者等の負担としては重くなるような状況なのか、それとも軽くなるのか、あるいはまだ、これが改正されて、それがだんだん積み上がっていくのか、その辺を3点目としてお伺いします。

それと4点目、条例の施行日が公布の日というふうになっておりますが、これは最終日の議決の日でよろしいのか。

以上、4点をお伺いいたします。

○建築指導課長（原子 寛） 私のほうから御質疑の件について御説明いたします。

まず、1点目といたしまして、各法の改正日、施行日ということでありまして、まず建築基準法につきましては、改正日が令和4年11月16日、施行日が令和5年4月1日となっております。建築物省エネ法施行令に関しましては、改正日が令和4年11月16日、施行日が令和5年4月1日となっております。建築物省エネ法とエコまち法の施行規則に関しましては、改正日が令

和4年9月16日、施行日が令和4年10月1日となっております。建築物省エネ法関係の基準省令に関しましては、改正日が令和4年11月7日、施行日も令和4年11月7日となっております。

続きまして、2点目の県内の状況ということでありますが、手数料の額は、県及び青森市、八戸市の2市ともに同額とする予定と伺っております。

続きまして、3番目の市民等への影響ということであります。こちらにつきましては、建築基準法関係の許可・認定の関係につきましては、許可・認定を必要とする人が申請者となって負担する制度でありまして、この許可・認定がないと建物の建築確認等が下りないことになることから、こちらに関しましては市民等の負担ということにはならないものと考えております。

省エネ法とエコまち法につきましても、認定を必要とする申請者がメリット等を、ローン減税であるとかローンの金利の引下げであるとか、そういうふうなものを活用するために認定する制度にもなっておりますので、こちらに対しても大きな負担感はないものと考えております。

続きまして、4番目の施行日につきましては、委員がおっしゃるとおり議会の最終日をもって議決を得た上で施行日とするものであります。

以上となります。

○13番（蛭名正樹委員） そうすれば、大体分かりましたけれども、1点だけ再質疑をします。

青森県、青森市、八戸市は内容としては同じようなものだと。条例改正自体の議案等の状況はどういうふうになっているのか、そこだけちょっとお伺いさせていただきます。

○建築指導課長（原子 覚） 県及び青森市、八戸市の条例の状況というところなのですがけれども、こちらの条例に関しまして、令和5年4月1日に建築基準法と省エネ法の施行令が施行されたのですけれども、それまでの間ちょっと情報が、県としての方針もはっきりしておらず、条例改正についても、県も2市も様子を見てきた形になっておりまして、県のほうでは7月に議会があるのですけれども、県と青森市は7月の議会での改正をする予定となっております。八戸市のほうは、いつ改正するのかというところはちょっと未定ということで伺っております。

○委員長（齋藤 豪委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤 豪委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤 豪委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤 豪委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時16分 散会】